

第 1 回

(仮称) 障がい分野における共生社会推進 条例検討部会

議 事 録

日 時：2024 年 5 月 20 日（月）午後 2 時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18 階 第 4 常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局（高松企画調整担当課長） 皆様、お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻よりも少し早いですけれども、皆さんおそろいですので、ただいまから第1回（仮称）障がい分野における共生社会推進条例検討部会を開催いたします。

私は、冒頭の進行を務めさせていただきます事務局の保健福祉局企画調整担当課長の高松でございます。よろしくお願いいたします。

この部会は、昨年11月の第13期第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議において設置となりました（仮称）共生社会推進条例に関する検討を行う部会です。本部会は、共生社会の実現に不可欠な福祉のまちづくりの観点から条例に関して意見をいただく目的として、設置されたものでございます。

本日は、第1回目部会ということで、（仮称）共生社会推進条例の内容について議論をしていただきたいと考えております。

後ほど、議題（3）で、（仮称）共生社会推進条例の制定検討等について、ユニバーサル推進室より説明させていただきます。

皆様におかれましては、それぞれのお立場や視点からの活発なご意見を頂戴したいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局より委員の皆様の出席状況についてご報告させていただきます。

本日は、部会委員全員の12名に出席していただいております。

それでは、第13期の最初の部会でございますので、出席の委員の皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。

次第の裏面の名簿をご覧ください。

こちらの名簿順に事務局からお名前を読み上げさせていただきます。呼ばれた方は、恐れ入りますが、一言、ご挨拶をいただきたいと思います。

それでは、早速、ご紹介させていただきます。

札幌市身体障害者福祉協会の浅香博文委員です。

○浅香委員 浅香と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長） 札幌市精神障害者家族連合会の池田桂子委員です。

○池田委員 池田です。よろしくお願いいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長） 北海学園大学の石橋達勇委員です。

○石橋委員 北海学園大学建築学科の石橋と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長） 公募委員の片桐抄織委員です。

○片桐委員 公募委員の片桐抄織です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長） 札幌市手をつなぐ育成会の小島佳代子委員です。

○小島委員 知的障がい者を支援する会です。小島佳代子と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局(高松企画調整担当課長) スポットウォーキングさっぽろの佐藤成二委員です。

○佐藤委員 スポットウォーキングさっぽろの佐藤成二です。よろしくお願いします。

○事務局(高松企画調整担当課長) 公募委員の杉本よしみ委員です。

○杉本委員 公募委員の杉本よしみです。

仕事で、就労継続支援B型事業所を運営しております。よろしくお願いします。

○事務局(高松企画調整担当課長) 札幌市肢体障害者協会の鈴木淳平委員です。

○鈴木委員 鈴木です。よろしくお願いします。

○事務局(高松企画調整担当課長) 北海道医療大学の橋本菊次郎委員です。

○橋本委員 北海道医療大学の橋本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(高松企画調整担当課長) 札幌市社会福祉協議会の菱谷雅之委員です。

○菱谷委員 札幌市社会福祉協議会の菱谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(高松企画調整担当課長) 公募委員の村瀬未奈委員です。

○村瀬委員 北星学園大学大学院社会福祉学専攻修士課程1年の村瀬未奈です。よろしくお願いいたします。

○事務局(高松企画調整担当課長) 公募委員の山日裕恵委員です。

○山日委員 公募委員の山日裕恵です。

主に、同行援護や高齢者の在宅と施設介護をしてきました。よろしくお願いいたします。

○事務局(高松企画調整担当課長) 出席者が過半数に達していることから、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第14条第3項の規定により、本会議が成立していることをご報告いたします。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

障がい福祉課事業計画担当係長の布施です。

○事務局(布施事業計画担当係長) 布施です。よろしくお願いいたします。

○事務局(高松企画調整担当課長) 事業計画担当の内野です。

○事務局(内野事業計画担当) 内野です。よろしくお願いします。

○事務局(高松企画調整担当課長) 本日は、議題に関する所管部局として、まちづくり政策局ユニバーサル推進室の職員も出席しております。

次に、オブザーバーとして参加している3名の委員をご紹介します。

東委員です。

横尾委員です。

渡辺委員です。

2. 議 事

○事務局(高松企画調整担当課長) 早速ですけれども、議題に入りたいと思います。

今回の会議は、第13期の最初の部会ですので、部会長及び副部会長を決める必要がご

ざいます。

部会長と副部会長が決まるまでは、高松が議長を務めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（高松企画調整担当課長） それでは、しばらくの間、議長を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第15条3項に基づき、委員の方の互選により、部会長及び副部会長を選出したいと思います。

部会長について、立候補される方または推薦される方はいらっしゃるでしょうか。

○橋本委員 第10期から札幌市福祉のまちづくり推進会議の会長をされており、福祉に対しましても大変造詣の深い石橋委員にお願いしてはいかがでしょうか。

○事務局（高松企画調整担当課長） ただいま、橋本委員から石橋委員を部会長に推薦するご意見がございました。

ほかにご意見はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（高松企画調整担当課長） それでは、石橋委員に部会長に就任していただくことを承認される方は拍手をお願いいたします。

（「異議なし」と発言する者あり）（拍手）

○事務局（高松企画調整担当課長） ありがとうございます。

石橋委員が部会長に就任することを決定いたしました。

続きまして、副部会長の選任に入ります。

立候補される方または推薦される方はいらっしゃるでしょうか。

○石橋委員 障がいのある方をはじめとして、広く見識をお持ちである浅香委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長） ただいま、石橋委員から副部会長に浅香委員を推薦するというご意見がございました。

ほかにご意見はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（高松企画調整担当課長） それでは、浅香委員に副部会長に就任していただくことを承認される方は拍手をお願いいたします。

（「異議なし」と発言する者あり）（拍手）

○事務局（高松企画調整担当課長） ありがとうございます。

浅香委員が副部会長に就任されることが決定いたしました。

それでは、石橋委員と浅香委員は、席のご移動をお願いいたします。

〔部会長、副部会長は所定の席に着く〕

○事務局（高松企画調整担当課長） それでは、部会長に、一言、ご挨拶をいただきたい

と思います。

石橋部会長、よろしくお願いいたします。

○石橋部会長 ただいま、皆様にご推薦いただきまして、部会長を務めることとなりました石橋でございます。よろしくお願いいたします。

前回の会議から時間が空きまして、本格的に部会の議論が始まります。

皆様方もいろいろ生活される中で非常に多種多様な方と関わりを持っておられると思います。そういった中で、共生社会というキーワードを耳にするようになったと思います。

本日は、先ほどご説明がありましたとおり、ユニバーサル推進室の担当から条例制定に当たりまして、ご審議のお諮りをいただきましたので、活発なご意見をいただきたいと思います。

最後に、オブザーバーで参加していただいている方にもお話を伺いたしたいと思います。

円滑な議事進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○事務局（高松企画調整担当課長） 続きまして、浅香副部会長、よろしくお願いいたします。

○浅香副部会長 浅香です。

札幌市福祉のまちづくり推進会議につきましては、第6期から務めさせていただいております。

難しい問題だと思いますけれども、石橋部会長をサポートしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長） それでは、以降の進行については、石橋部会長にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○石橋部会長 ここから先は司会進行を務めさせていただきたいと思います。

先ほど事務局の担当からも案内がございましたけれども、発言の際には、発言者と内容が分かるように、なるべくゆっくりお話ししていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

11月に開催されました第1回福祉のまちづくり推進会議で、各部会の名称と審議事項については、事務局案と委員のご意見に基づいて、各部会で決定することになっております。

その審議の一つ目として、部会の名称を決めたいと思いますので、事務局からご説明よろしくお願いいたします。

○事務局（福祉事業計画担当係長） 障がい保健福祉部事業計画担当係長の布施でございます。

この会議は、福祉のまちづくりの観点からご意見をいただく場である専門部会として設置されております。障がい当事者団体や障がい福祉に関する学識経験を有する方などから

構成されている会議でございますので、事務局からは、障がい福祉分野における（仮称）共生社会推進条例検討部会という名称を提案させていただきたいと思います。

事務局からは、以上でございます。

○石橋部会長 ただいまのご提案について、質問がありましたらお願いします。

いかがでしょうか。

○池田委員 大変申し訳ないのですが、共生社会という会議があちこちにあるので、この会議だということをしっかりと分かるために、分かりやすい名称を後につけてもらえたらと思います。例えば、共生社会推進条例検討部会シロクマ会議とか、エゾリス会議とか、これですという会議の名前をつけていただきたいと思います。

○石橋部会長 よく法律で、何々に関する法律、通称何とか法みたいなものがありますけれども、通称をつけたらいかがでしょうかというご提案ですか。

○池田委員 そうです。共生社会がつく会議が結構あると思います。

○石橋部会長 事務局では、その辺はご確認されましたか。

○事務局（布施事業計画担当係長） 正直、愛称というのは事前の案としては持ち合わせていません。

逆に、委員の皆様からこんなものがないのではないかという案がありましたらご提案いただけますと幸いです。

いかがでしょうか。

○浅香副部会長 先走っているのかもしれませんが、資料1の一番後ろに男女共同参画審議会、子どもの権利委員会、アイヌ施策推進委員会からご意見を伺うというふうになっているのですが、そこでもこういう会議を持つてやるのでしょうか。

○事務局（松原推進担当課長） ユニバーサル推進室推進担当課長の松原と申します。よろしく願いいたします。

今、ご質問をいただいた件ですが、各審議会で部会という形までは取らないのですが、会議の中に我々がお邪魔してご意見を頂戴する形を想定して調整をしているところでございます。

○浅香副部会長 そこは部会ではないので、障がい分野におけるという名称はつけないのですね。

○事務局（松原推進担当課長） そうですね。議題名として、条例の検討についてという形です。

○浅香副部会長 分かりました。

○石橋部会長 ということで、いかがでしょうか。

○池田委員 無理にとは言わないです。

○石橋部会長 せっかくご提案をいただいたので、ご意見があればお受けしたいと思います。

いかがですか。

○佐藤委員 今年初めての選任なのですけれども、1年間を通してのスケジュールの中で何を議論するのが分からないのです。ですから、この1年間のスケジュールを見ても、市民ワークショップだったりオープンハウスというのは何のことだろうぐらいの感覚なのですよね。

確かに、共生社会というのはざっくりとした表現だと思います。ですので、本来であれば、部会の名前は活動の中と結びつけるのが一番分かりやすいと思うので、例えば、この1年間の中で市民ワークショップが一番大きいイベントであるのであれば、市民ワークショップ何とか部会とか、部会名と活動の名前を結びつけるのがとても分かりやすいのかなと思いました。

○事務局（高松企画調整担当課長） 今、佐藤委員からお話がありましたけれども、イメージがなかなかつきづらいかと思いますので、今回は保留ということで、先に議題（3）の（仮称）共生社会推進条例の制定検討等について説明させていただいて、その中で何かイメージがつかめるのであれば、（2）の議題に戻って略称みたいなものを決めるということではいかがでしょうか。

○石橋部会長 よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石橋部会長 それでは、本日の次第の（2）部会の名称についてと、（3）（仮称）共生社会推進条例の制定検討等についてを入れ替えるということではよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石橋部会長 では、仮称ということで続けたいと思います。

ありがとうございます。

議題（3）に進めたいと思います。

（仮称）共生社会推進条例の制定検討等についてということで、ユニバーサル推進室の担当から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（松原推進担当課長） 具体の説明に先立ちまして、本日、このようなお時間を頂戴できますことに、心から感謝を申し上げます。

後ほどの話にも関係してくるのですが、本条例につきましては、昨年11月に別途設置しております有識者によるユニバーサル推進検討委員会という会議がございます。そちらを中心に、今年度内での制定を目標にして現在検討を進めているところとなります。

一方で、共生社会を実現するためには、市役所のみならず、市民、事業者が一体となった取組を進めていくことが大変重要だと考えております。そのため、本条例の制定過程におきましても、当事者の方々を含む多様な皆様の声を伺うことが大変重要だと考えておりまして、必要不可欠だと考えております。

こうした意見聴取の一環といたしまして、関係分野の知見を有する附属機関の委員の皆様から専門知識や日頃の活動を通じた多様な視点からご意見を頂戴したいと考えまして、本日お時間を頂戴しているところでございます。

中でも、この福祉のまちづくり推進会議におきましては、特に部会という形でご検討いただけるということで、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

本日は、資料1から資料3に基づきまして、（仮称）共生社会推進条例の制定過程と、これまでに別途設置しているユニバーサル推進検討委員会でいただいたご意見を基に取りまとめた条例の骨子案等につきましてご説明させていただきたいと思っております。

本条例の制定は、障がいのある方やそのご家族、周囲の皆様などをはじめとした全ての市民を当事者とする誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる共生社会の実現に向けた核となる取組の一つと認識しております。本日は、障がい分野における現況等を踏まえながら、忌憚のないご意見をお聞かせ願えれば幸いと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

前置きが長くなりましたけれども、まず、資料1をご覧いただきたいと思っております。

こちらは、（仮称）共生社会推進条例の制定過程に係る概要をまとめた資料となります。

本会議におきましては、昨年11月の本親会の中で一度お邪魔させていただいたときに、1番の条例制定の背景・課題や、2番の条例の制定目的等をご説明させていただきましたので、本日は、これらの詳細説明は省略させていただきます。

資料の左下の下線部になります年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無等を問わず、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる共生社会を実現していきたいということで、札幌市は各種上位計画にこういったことを記載して取組を進めているというところになります。

その上で、資料右上の下線部になります。共生社会の実現に向けた取組の推進に関しまして、この条例では、基本理念を定めるほか、市の責務や市民・事業者の関わり方や役割を明らかにするとともに、市が推進していく各施策の基本的事項を定めることなどにより、市民・事業者・行政が一体となって取組を進めていくことを条例制定の目的としているところでございます。

こうした制定目的から、本条例は、何らかの規制等を定めるような規制条例ではなく、基本理念等を定める理念条例としていきたいという想定でございます。誰もが共生することができる社会の実現を目指すためのよりどころとなる条例にしたいと考えております。

続きまして、資料右下の3番の検討スケジュールをご覧ください。

本条例の検討は、昨年11月に設置した札幌市ユニバーサル推進検討委員会を中心に検討を進めてきました。こちらでも昨年11月に設置されてから、これまで計3回の会議が開催されたところでございまして、去る3月の第3回の会議におきましては、これまでの検討委員会の意見を踏まえまして、一旦の形として条例の骨子案を取りまとめたところでございます。

今後は、この骨子案をベースに、当事者の方を含む多様な市民の声を伺いながら検討を進めていきたいと考えております。具体的には、本日の福祉のまちづくり推進会議のほか、先ほども浅香副部長からご紹介いただきました米印で記載した他の市の関係附属機関に

においてもご意見を頂戴したいと考えています。

それから、この会議とは別に、市民や当事者から直接ご意見をいただく機会ということで、先ほどお話に出ましたスケジュール案の中段にあります6月の市民ワークショップとして、30名ぐらいの当事者や市民の方に参加していただくようなものを2回ほど開催したいということで、今、募集の準備を進めているところでございます。

また、8月に開催予定のオープンハウスは、パネル展みたいなものをして、そちらでご意見を募るといようなものを予定しています。

11月には、市民等の意見を募る市民参加事業であるパブリックコメントの開催を別途予定しているところでございます。

資料上では赤字で囲っております次回のこちらの会議におきましては、本日いただきましたご意見に加えまして、別途開催する市民ワークショップでどんな意見が出たか、ユニバーサル推進検討委員会でのさらなる審議結果などを踏まえまして、ブラッシュアップしたパブリックコメント案というものに対しご意見を再び頂戴できればと考えております。本日の骨子案からいろいろなご意見をいただいた上で、パブリックコメント案をつくって、そちらのご意見をいただければと思います。

これらの取組を通じて丁寧に条例の内容を固めていきまして、年をまたいだ令和7年2月頃には条例案ということで市議会に提出したいと考えております。

こちらが無事に可決いただければの話ですけれども、令和7年4月から施行になるというようなスケジュールを現時点では想定しているところでございます。

資料1につきましては、以上となります。

それでは、資料2をご覧いただきたいと思います。

本条例の骨子案につきましては、繰り返しになりますけれども、今年3月に開催いたしました第3回札幌市ユニバーサル推進検討委員会でお示ししたものと同様の内容となります。まずは、資料2に基づきまして、条例案作成に当たっての基本的な考え方をご説明させていただき、その上で、資料3で具体的な条例の骨子案をご説明させていただければと思います。

資料2の基本的な考え方の部分につきましては、これまでのご意見を踏まえまして、大きく4点でまとめているところでございます。

まず、考え方の一つ目は、多様性の尊重でございます。

人は皆、年齢、性別、性的指向やジェンダーアイデンティティー、障がいや病気の有無、国籍、民族、言語、宗教、文化など、無数の多様な違いを抱えています。しかし、これらの違いに起因する個性や能力等に対する理解が十分ではないなどといった社会における様々な障壁により、時には差別や偏見を向けられる場合もあるなど、日々の暮らしに生きづらさを感じている方が多くいらっしゃる現状にあります。

また、近年における少子高齢化やグローバル化、価値観や生活様式の多様化なども踏まえ、誰もが自分らしく暮らし活躍することができるよう、こうした違いを尊重する

多様性の尊重というものがこれまで以上に求められると考えています。

なお、他者との違いを外面的なものだけではなく、価値観や考え方等の内面的なものも含めて考えると、誰もが何らかの違いを有する当事者であると言え、その対象は一部の方に限られるものではないと考えています。

そこで、本条例におきましては、当事者の限定化や固定化につながらないよう配慮し、誰もが当事者であることを前提とした内容とすること、加えまして、各人がそれぞれに対話を重ね、それぞれの違い等について理解を深め、支え合う、共感に基づく心のバリアフリーの醸成に寄与する内容とすることが求められると考えています。

続きまして、考え方の二つ目は、包摂的なまちづくりでございます。

こちらは皆さんのほうがお詳しいとは思いますが、下に米印で記載している障がいの社会モデル、ご承知のとおり、障がい＝バリアというものは、個人の心身機能の障がいと社会的障壁、物理的、制度的、文化・情報面及び意識上の相互作用によって作り出されているもので、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方でございます。

この障がいの社会モデルは、障がい分野に限らず、先ほどの多様な違いに起因する様々な社会的障壁にも当てはまる考え方だと思っております。そこで、多様な社会的障壁を取り除き、誰もが社会から孤立することなく安心して生活できるよう、障がいの社会モデルを障がい分野のみならず、他の分野にも波及させていき、様々な取組を行うことによって当事者の生きづらさを社会全体で解決していくという包摂的なまちづくりの視点が求められると考えています。

続きまして、考え方の三つ目は、市民・事業者との協働による共創です。

共生社会の実現に向けては、行政・市民・事業者それぞれが異なる方向性の下で取組を進めることがないよう、自らの責務や役割を相互に認識し、創造性の向上などの多様性が有する効果等も踏まえながら、社会のあらゆる場面において、連携・協働の上で取組を進めていくことが求められると考えています。

続いて、次のページに移ります。

考え方の四つ目は、未来につながる取組の推進という点でございます。

札幌市の現在の姿は、長い時間をかけた先人たちの歩みの上に形づくられたものであり、共生社会の実現に向けても世代をまたぐ長期的かつ継続的な取組が求められます。そこで、条例の検討過程のみならず、それ以降も、多世代に向けた取組を進め、特に次世代を担う子どもも参画しやすい取組を継続的に展開していく必要があると考えています。

札幌市は、以上の四つの考え方を踏まえながら、共生社会の実現を目指していくことにより、誰もがつながり合う共生のまちを実現していきたいことが基本的な考え方になります。

続きまして、資料3をご覧いただきたいと思います。

こちらが具体的な条例の骨子案ということになります。

それでは、こちらを引き続き、1番の前文から、順次、ご説明いたします。

まず、前文には、条例を制定する背景や条例の制定趣旨、目指すべき社会を通常規定する場所になります。

こちらの前文については、五つの要素でまとめています。一つ目が憲法を踏まえた大前提となる考え方、それから、二つ目が札幌市固有の歴史的背景、三つ目が昨今の課題感、四つ目が課題解決の手段、五つ目が条例制定の理由の五つに分けて案を作成しました。

早速ですが、上からです。

誰もがひとしく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されながら共に生きていくことは、私たちの共通の願いである。札幌は、ゆきとみどりに彩られた豊かな自然環境の下、様々な背景を有する先人たちがそれぞれの伝統と文化を紡ぎ育みながら、外国の先進の英知を取り入れていくことによって、飛躍的に成長してきた。

ところが、他者の個性や能力に対する理解が十分ではないことなどの社会における様々な障壁により生きづらさを感じる方が多くいる現状にあり、また、近年における少子高齢化やグローバル化、価値観や生活様式の多様化などにより、これまで以上に多様性が尊重され、互いに支え合う包摂的なまちづくりが求められる。

こうした状況を踏まえ、私たちは社会のあらゆる場面において対話による相互理解を進めるとともに、誰もが自分らしく暮らし、活躍できる環境を整備していくことにより、共生社会の実現に向けて共に取り組んでいく必要がある。

そこで、私たちは、このような認識の下、市、市民及び事業者が一体となって共生社会を実現し、多様性と包摂性のある誰もがつながり合う共生のまちを次世代に引き継いでいくことを決意し、ここにこの条例を制定する。

前文の骨子案は、以上でございます。

次に、2番の目的規定になります。

こちらは、条例の制定目的を規定するためのものということになります。

この条例は、共生社会の実現に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民及び事業者が一体となって共生社会の実現に向けた取り組み、もって誰もがつながり合う共生のまちの実現に寄与することを目的とするところを規定しております。

続きまして、3番の定義になります。

こちらは、条例で用いる用語の意味を規定する規定になります。

今回の定義といたしましては、共生社会と市民の二つを規定したいと考えています。

まず、目指すべき共生社会は何かです。

差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性が強みとなる社会としております。

また、市民につきましては、市内に住所を有する者及び市内で働き、または学ぶ者としてと考えております。

続きまして、4番の他の条例等との関係性でございます。

こちらは、この条例と共生社会の実現に関する他の条例等との関係性を規定するものでございます。具体的には、市は、総合計画、その他のまちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならないことを規定したいと考えております。

次のページをご覧くださいと思います。

簡単ですが、イメージ図を掲載しているところでございます。

本条例自体は理念条例となりますけれども、その下に記載している関係計画や関係条例等の個別施策との関係では、施策の整合性の担保、取組の加速化といった効果を持たせるという位置づけとしていく考えでございます。

続いて、5番の基本理念となります。

こちらは、共生社会の実現に向けた取組の土台や前提となる考え方等を規定するものになります。

本市としましては、資料2の先ほどご説明した基本的な考え方や、3番の定義規定等を踏まえまして、本骨子案では三つの要素で整理いたしました。

具体的に、まず一つ目です。こちらは先ほどの多様性の尊重の観点というところの記載になります。誰もが、基本的人権を享有する個人としてその個性や能力を認められること。

二つ目は、包摂的なまちづくりの観点となりますけれども、誰もが、互いにその違い等を理解し、支え合い、及び助け合うことで、社会から孤立することなく安心して生活できること。

三つ目は、市民・事業者との協働による共創の観点といたしまして、市、市民及び事業者がそれぞれの責務や役割を相互に認識し、連携・協働して取り組むものであることの以上の3点でまとめております。

続いて、6番の市の責務でございます。

こちらは、市役所が率先して共生社会の実現に向けた取組を進めるという姿勢を示すため、市は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた政策を総合的かつ計画的に推進しなければならないことを規定したいと考えています。

続いて、7番の市民の役割・事業者の役割です。

まず、市民の役割ですけれども、市民は、基本的理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場面におきまして、共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めるものとする。また、市民は、市が実施する共生社会の実現に向けた政策に協力するよう努めるものとする。

続いて、事業者の役割です。

事業者も先ほどの市民の役割と同じように、努力規定というような形で努めるものとする、同じような記載となっているところでございます。

続きまして、3ページ目になります。

8 番の基本的施策は、共生社会の実現に向けて市が行う基本的施策を規定するものとなります。

資料 2 の基本的考え方でも触れた障がいの社会モデルの考え方をベースに、こちらを取りまとめたものでございます。

まず、①は、施設等の整備、②は、市民または事業者が行う施設等の整備への支援ということで、物理的な障壁への対応を行っていきたいというものです。

続きまして、③と④が制度的と情報面での障壁への対応という形になります。③では、日常生活または社会生活上、配慮を要する者の状況に応じた必要な支援、それから、④は、情報ということで、個別の事業及び各種制度に係る分かりやすい情報提供を行っていくことは、これらは、生きづらさを感じる方に必要な支援を行っていくこと、市の個別事業や制度に関する分かりやすい情報提供を行っていくといったバリアフリーを踏まえたものになります。

続きまして、⑤が意識上の障壁への対応でございます。誰もが互いにその違い等を理解し支え合い、及び助け合う意識の醸成その他共生社会の実現に向けた取組を推進するための啓発、広報活動等を行っていくという、いわゆる心のバリアフリーの浸透に向けた施策等を行っていくことを踏まえたものでございます。

最後に、①から⑤に直接的に当てはまらないものについても対応できるよう、その他という規定を設けているところでございます。

続きまして、9 番の推進体制の整備及び財政上の措置です。

こちらは、市の取組といたしまして、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に企画し、調整し、及び実施するための推進体制を整備するという旨を、また、施策の実施に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする旨を規定しているものでございます。

続きまして、10 番の（仮称）札幌市共生社会推進委員会です。

先ほどのとおり、共生という言葉がいっぱい出てくることが課題かなと思うのですが、現時点では仮称という形です。

こちらは、共生社会の実現に向けた施策、当該施策の実施状況とその他の共生社会の実現に向けて必要な事項について調査審議等を行うことを目的に、市の附属機関として設置するものを規定するものになります。有識者の方や当事者の方からご意見を賜るための仕組みということで位置づけたいと考えています。

最後の 11 番の委任・附則規定です。

こちらは、条例によくある形ですけれども、条例で定め切れない細目的事項を市長に委任するものです。例えば、推進委員会の詳細のようなものを想定しているのですが、そういったものを市長に委任いたします。

また、条例の効力発生日となる施行期日は、一旦、仮置きではございますけれども、令和 7 年 4 月 1 日にしたいということを規定するものになります。

駆け足ではございましたけれども、全体の概要と2番目の考え方を踏まえまして、現時点で提示させていただいている条例の骨子案についてご説明させていただきました。

ご意見を賜りたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○石橋部会長 今、ご説明がありましたとおり、条例を制定するに当たりまして、資料3の骨子案に対して障がい関連分野の観点から本部会を設けて意見を発信していくという経緯です。

佐藤委員、この検討部会の立ち位置は何となく分かりましたか。

○佐藤委員 はい。

○石橋部会長 それから、先ほど確認したのですけれども、条例の制定の中心は札幌市ユニバーサル推進検討委員会で、浅香副部会長が委員になっておられるということでした。今のご説明以外にどういう議論があったのか、何か補足することがあれば覚えている範囲でも結構ですので、お話しいただけたらと思います。

○浅香副部会長 3回目の委員会は欠席してしまったので、この骨子案は後で見せていただいたのですけれども、最初の意見としましては、これからの札幌市を担う子どもたちに分かりやすい文章にしてつくったらどうかということだったと思います。難しい言葉を使わないで、子どもにも分かりやすい条例づくりにしたらどうかということを今の説明以外に重要な観点で言われていたと思います。

これは、上位計画のまちづくり戦略ビジョンのときも、子どもたちに分かりやすい内容にしてと、かなりの委員がずっと言っていたのですけれども、役所がたたき台をつくるとそういう内容にならないものですから、大人にとっては分かりやすいかもしれないけれども、子どもには難しい条例になってしまいます。私も小学生でも理解ができる条例にしていればと思います。

○石橋部会長 補足説明をいただきました。

このことも踏まえて、ご質問、ご意見をお受けしたいと思います。

なるべく、いろいろな方から、いろいろなお話を伺いたいのので、遠慮なく願います。

○片桐委員 今、浅香副部会長がおっしゃったように、最初にこの資料を拝見したときに、まず、文章自体が心にすっと入ってこない、文字だけ浮かんでいて施策が見えない、遠い存在のような印象を受けました。

話がそれますが、私は、親子のアート活動を支えていた経緯があり、お母さんと障がいをお持ちの3歳から5歳のお子さんを対象にワークショップのようなものをやっていたのですが、そのときに遊んでいる様子を見たら、親と子の理解は自然と結びついていて、改めて小学生以降では教えることでもないような印象を受ける場面に毎年遭遇していたのです。

札幌市では、いろいろな文化芸術の活動があるので、その中で見ていたのですが、そういったものが不足しているような気がするので、横断的にそういったカリキュラムがある

と、より理解が深まるのではないかなと思うのです。

○石橋部会長 ふだんのご活動の中から、札幌市はアート活動との関係はどうでしょうかというご質問でした。

ご説明いただけたところがあれば、よろしくお願いします。

○事務局（松原推進担当課長） 先ほど浅香副部会長からご説明いただいたとおり、子どもについては、各委員からご意見をいただきました。

資料上では、資料2の未来につながる取組の推進に、子どもを意識した上でやっていくと記載しております。

我々としても、条例条文を何とか分かりやすくしたいということで、法律的な部局というところや、優しい日本語にすればするほど、多様的に捉えられてしまうという課題等々があったので、第3回検討委員会では、条例上は難しい言葉になっているのだけれども、子ども用のパンフレットや、子どもが参画する機会として一緒にマークをつくっていく、それから、まちづくり戦略ビジョンをつくったときも学校で学べるようなホームページをつくったので、今回もそういったものをつくっていくといったことを含めて、子どもの皆さんにも理解していただけるような形にしていきたいとご説明をさせていただいたところでございます。

それに加えて、先ほどワークショップというお話がありましたけれども、毎年、札幌市では、子ども議会という小学生、中学生が自分たちでテーマを提案して議論するというものを行っているのですが、昨年12月に開催された子ども議会では、共生社会をテーマとして、六つほどのチームに分かれて、みんなにいろいろ考えていただき、自分たちが目指す共生社会とはどんなものかなというところを言ってもらうことなどを進めております。

ご指摘の部分は、これからも我々が進めていかなければいけないと思っておりますので、今日のご意見も踏まえまして、検討していきたいというところでございました。

○石橋部会長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

○鈴木委員 先ほど、お子様と言っていましたけれども、大人にも分かりにくいです。

理念条例が目的だとうたっておりますけれども、障がい者といってもいろいろな分類がありますよね。それによって、対応方法や環境から始まって、全て違ってきます。ですから、先ほど課長が言われたように多様化されているので文章化が難しいというなら、絵で表現するほうが大人も子どもも共有できると思います。

私は、大人も子どもも紙粘土を使うワークショップをやっているのですけれども、現場に下ろす場合は絵で表現することがすごく大事だと思っています。それに関しては、行政がやるのではなくて、それに特化した方がおられますし、例えば、今は学校でも講師は先生ではなくて外部の人を使っていて、Zoomであったとしても子どもたちは非常に盛り上がるのですよね。

ベースとして子どもとお年寄りが理解できるものを前提としたなら、理解しようという

姿勢として一般の大人の人もやらざるを得なくなります。行政のやり方としては一般の大人を対象にしようとしているからいろいろな問題が出てきますが、そうではなくて、分かりやすいところから手をつけるべきだと私は思いました。

○石橋部会長 具体的に理解を進める上で、餅は餅屋ではないですけども、外部の力も借りながら、子ども以外にも一般の社会に向けた取組をするべきということで理解しました。

○事務局（松原推進担当課長） ユニバーサル推進検討委員会の中でも、漫画というキーワードを出していただいて、そういったものを活用していったらどうかというご意見をいただいたところでございます。

今はまだ検討中ですけども、6月のワークショップでは絵本をつくってご理解いただけるように取り組んでみようかと考えているところです。骨子案も漢字等をそのまま記載しておりますけれども、ルビ等も含めて皆さんに伝わるように取り組んでいく必要があると思っています。

ご意見、非常にありがとうございます。

○石橋部会長 そのほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

○村瀬委員 質問です。

資料1の左下の（2）の丸の二つ目の下線の年齢、性別を含め、多様性が強みとなる社会というものと、資料3の3番目の共生社会の定義で、どちらも多様性が強みとなる社会と締められています。

資料3の定義の共生社会の定義について、資料1の「多様性が強みとなる社会」と言葉は同じですが、なぜあえて違う文言にしたのかをお聞きしたいと思います。

○石橋部会長 事務局からご回答をお願いします。

○事務局（松原推進担当課長） 先ほど説明を省略させていただいたので、大変恐縮だったのですが、資料1の（2）の下線部については、その上の丸の市の最上位計画である第2次まちづくり戦略ビジョンで明記させていただいた内容を記載したものです。。

これをベースに、昨年度、ユニバーサル推進検討委員会で具体の検討を進めていく中で、3番の定義の共生社会の差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性が強みとなる社会という形はどうかというところに変遷してきたところがございます。

○村瀬委員 理解しました。

○石橋部会長 非常に鋭いご指摘でした。同じ言葉でも法律によって定義が違うみたいなものは私もいろいろ調べ物をする中でよく出てくる話でございます。

基本的には、今回、仮に、条例の中でこういう定義をある程度定めたら、ほかの関連する条例や計画における定義もちょっとずつこれに寄せていくという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（松原推進担当課長） リアルタイムになるかは別にして、理念条例になります

ので、これに合わせて動いていく形になると思います。

○石橋部会長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

○山日委員 先ほどの皆様の意見とかぶるところがあるかと思うのですが、共生社会の条例に関しては、障がいをお持ちの方もご自分が当事者であるという気持ちを持って、非常に期待されていると考えています。

理念条例というのはよく分かったのですが、私は、仕事で聴覚障がいや視覚障がいをお持ちの方と接する機会がありまして、最初の取っかかりとして皆さんが目にすると思うので、お子さんやお年寄りの方、いろいろな障がい者の方にも分かりやすい形を使ってほしいという意見に賛同します。

また、こういう難しい行政の資料は、音読する機械を使いながら目を通して視覚障がいのご利用者の方もいて、ここの意味が分からないので教えてほしいと職員として聞かれたりすることも結構あったのです。それぞれ障がいをお持ちの方の特性は違うので大変だと思うのですが、そういう方々も理解できるものをつくっていただけたらありがたいと感じました。

○石橋部会長 この条例の骨子案のご説明で情報のバリアフリーをうたっているとあったのですが、そもそもこの内容の普及啓発の情報のバリアフリーについて考えてもらいたいというご意見でよろしいですか。

○山日委員 はい。

○小島委員 今、分かりやすい文言の話が出ていたので、言わせていただきたいと思います。

分かりやすい文言にするとかえって分かりにくくなるということが知的障がいの世界ではあることで、例えば、共生社会という言葉みんなが仲よくするという言葉で覚えてしまった人がいたら、共生社会の説明がずっとあると混乱してしまいます。

それから、ここが難しいところだと思うのですが、難しい言葉だと思われていても、言葉の概念として捉えられるものであれば、このまま条文として生きるのではないかと思うのです。分かりやすくしようとして説明の文章になると、それにこだわってしまって一面的な見方しかできないような言葉になるので、この文言については、本当に難しいなと思うのです。

私は、こういう条例の文章は決まった言葉遣いがありますので、それはそれでつくっておいて、分かりやすい版というのでしょうか、子どもや知的障がいの人たちが分かりやすくなるような版の二通りのやり方でやっていくといいのかなと考えております。制定するのは一般の条例、それから、やった上で分かりやすい版が必要であればそういうものの検討をするという形にしていいただければいいかなと思うのです。

これは、非常に分かりにくいのは、規制ではなくて理念の条例というところで、理念はとてもすばらしいのですが、このとおりにいったらすばらしいなという条例をただただつくるのが果たしていいものかどうかと感じました。

○石橋部会長 補足のご意見をありがとうございました。

事務局から、この辺りのお考えやご予定はありませんか。

○事務局（松原推進担当課長） 我々もいろいろ勉強させていただきました。

ユニバーサル推進検討委員会には14名の委員がいらっしゃるのですが、その中には全盲の委員にもご参加いただいております。我々は当初、資料は絵が多いようなものをつくったほうがいいのかなと思っていたのですが、読み上げソフトで読むのであればテキスト形式の方がいいだとか、それぞれの特性によって必要な情報、使うツールが違うのだなということを勉強しているところです。

この条例の普及啓発というところで、最初に子どもの話が出ましたけれども、子どもだけではなくて、様々な障がいを持たれている方がいらっしゃいますので、分かりやすいように、保健福祉チームの協力も得ながらやっていく必要があるのかなというところは感じているところでございます。

ご意見ありがとうございます。

○石橋部会長 ほかに、ご質問やご意見はございませんか。

○佐藤委員 僕もよく講演会などで小学校、中学校、高校、大学、専門学校と回るのですが、小学校が一番難しいのです。保護者も一緒に参加するなら受けますとか、ある程度の条件がないと断るぐらい難しいです。

小学生だけの場合、初めて重度の障がいの電動車椅子を見る子に対して、僕が間違っことを伝えてしまうと、そのまま凝り固まった考えになってしまう可能性もあるのですよね。例えば、椅子の人がいたら助けてあげないと駄目だよなんて一言言えば、まちなかで電動車椅子の人を見つけたらすぐ駆け寄ってしまって、それも、もしかしたら本人の意思ではなくて、こう言われたからというのであれば、子どもの思いが尊重されたものではないのかなと思うので、僕は小学生に伝えるときには、写真や漫画のキャラクターを使った事例を出して問いかけるようにしています。

条例について、このまま伝えても多分分らないと思います。共生社会のこの委員会にも歴史があると思うのですけれども、過去の条例があったからこういう条例ができましたとか、こういったことがあったからこの条例を組み込みましたとか、そういう事例があれば分かりやすいのかなと思うのです。

ここに、環境整備や対話、共生社会と色々な言葉があるのですけれども、これを子どもたちに伝えるときに、対話していくのだよ、話をしていくのだよなんていう言葉は伝わらないと思うのですよね。僕は10年以上活動していて、学校の講演会では、こういうことがあったのだよと伝えるようにしていて、そこから子どもたちからいろいろな質問が来て、こうだったんだよとコミュニケーションを取っていきます。これが対話だと思うのです。

そして、僕は、最近、ちょっと腑に落ちないことがあります。それは札幌市営地下鉄の多目的トイレのごみ箱が足で踏んで開けるタイプになったのですが、車椅子の方は足で踏

むという行為は難しいのですよね。今、札幌市営地下鉄全部がそのごみ箱に切り替わりつつありまして、もちろん、車椅子の方はそのごみ箱を開けるのが難しいので、汚物やごみのごみ箱に入らずに、今、多目的トイレは汚れていつているのです。

こういうことがありますよ、当事者の意見をもう少し聞いてくださいということと言える窓口としてこういう委員会に反映されたらうれしいなと思っていて、それが共生社会なのかなというのが僕のイメージだったのです。僕は、多分、この事例を学校で話をすると思います。最近、ごみ箱がこうなって、車椅子の人は踏めないんだよね、どうしたらいいと思うと尋ねると、蓋をこうしたらいいとコミュニケーションを取っていく一つの議題になるのかなと思います。対話の部分や過去の事例だとか、条例ができたことによってこういうふうによくなりましたよだとか、そういう事例があれば、もっと細かく話ができるのかなと思います。

○石橋部会長 今おっしゃったことは僕も日常的に考えていることで、自分の言っている言葉が他人にどう伝わって、それがまた違う形でどう伝わるのかは日々責任を感じるところです。

バックボーンとなる考えは共有されていると思いますし、こういう条例を制定することについての反対は全くないと思うのです。ただ、非常にいい提案が誤解されるような形で伝わることは非常に残念なことだと思います。

特に、子どもへの十分な配慮として、先ほど来、単純化したらかえって分かりにくくなる、概念が非常に広がってしまって誤解を招く可能性が高まるなど出ております。これはコミュニケーションの技術的な話になるのかもしれないけれども、具体的な事例を出した形での伝え方ということで、今、佐藤委員から非常に重要なご指摘、ご意見、お話をいただいたと思います。

事務局で、今のご意見に何かあればお願いします。

○事務局（松原推進担当課長） コミュニケーションギャップというか、私が普通に話しても私の思いとは違う言葉が出てしまうことがありますし、それを受け取り手がいるということで考えると、なかなか難しいと思います。

発信の仕方については、今日の意見もそうですけれども、ほかの意見もいただきながら検討していきたいと思います。

地下鉄の話は我々が伺いましたので、地下鉄チームに情報提供をさせていただきたいと思います。

○石橋部会長 ほかにございませんか。

○橋本委員 今までの議論で出てきた中で、子どもをターゲットにした見やすいものという意見は、そのとおりだなと思います。

これから簡略版とか子ども版が出てくると思うのですけれども、制定されてからつくられるのではなくて、タイミング的には、せっかくこうやって皆さんの意見が聞ける場がありますので、その辺りで土台を示していただいたり、市民ワークショップで絵本もやられ

るということですが、それには私たちもすごく関心があるので、それもこの場で見られると議論が深まるかなと思って聞いておりました。

すごく大変な作業かとは思いますが、できるだけ同時進行がいいかなということ意見を意見として出したいと思います。

○石橋部会長 資料1の説明では、今年の冬頃にもう一度部会が予定されているということだったので、今の橋本委員のご要望についてはいかがです。

○事務局（松原推進担当課長） 条例自体が固まっていないので、全体の中身は難しいのですが、ワークショップでは、社会のバリアというものが分かるようなカード式のものをつくろうかと考えています。

冬の部会では、ワークショップの結果についてのご報告させていただきますので、それに合わせて、当日、こんなものを使いましたということもご報告させていただければと思います。きっと、そこでもまた課題も出てくると思うので、次のところに反映させていきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○石橋部会長 ほかにございませんか。

○菱谷委員 骨子案と考え方を拝見させていただきました。

理念条例ということで、よくまとまっているというのが正直なところでありまして、理念の中について、ああだこうだ言うことはないのかなと思います。それよりは、分かりやすさや見せ方の議論をすべきだろうなと理解しています。

その上で、中身について言いますけれども、資料3の8の基本的施策に事務局側で整理したものが①から並んでいます。例えば、ハード的な部分が①②で、支え合いも含めてソフト的な部分が③④となっていると思います。それは、はっきり言ってしまうと、障がい者などにとって動きやすい、生活しやすい社会は、全ての人にとって過ごしやすい社会、まさしくユニバーサルなのだろうと思いますし、ソフトな部分でいうと、みんなで助け合いや支え合いは私ども社協で進めている助け合いや支え合いであり、それは普遍的なものだと思います。

一つだけ思うのは、これを条例化するだけでは世の中は変わっていかないということが世の常でありまして、そこに魂を入れていくためには具体的な取組が必要ではないかと思っています。条例推進と制定は別なことのようにつまみ食いされることもあるのですが、ユニバーサル推進室だけでは進まないものがほとんどで、象徴的なイベントや啓発のいろいろなものはつくれますけれども、それ以外のことは市役所と民間事業者などが一体となって地道にいろいろ進めていかなければいけないのだろうと思っています。

僕は、理念云々には意見はないのですが、ぜひ旗振り役なりいろいろと具体的にやってもらうセクションまたは事業者などの具体的な取組をイメージしつつ、制定に向けて進んでいってほしいなと切に願っております。それが地に足のついた条例の制定になっていくのではないかなと思います。

○石橋部会長 菱谷委員がおっしゃったことは、そのとおりだと思います。

何か予定されているもののうち、具体的にご紹介できるものがあればと思うのですが、いかがですか。

○事務局（松原推進担当課長） 我々も理念的なものだけではなくて、具体の施策がひもづいてこないと駄目だと思っており、それは同時進行で進めています。

去年、札幌市の全部の事業を整理するアクションプランをつくりました。それを受けて、このユニバーサルが関係する施策はどんなものをまとめるものとして、現在、ユニバーサル展開プログラムと言うものをつくっているところです。先ほど委員からいただいたユニバーサルデザインだったり、こちらの福祉チームに我々がお邪魔することも各部局の連携を進めていくということの一つなのですけれども、具体の事業がどういうものなのかを見える化したいと思っていて、直近では、5月8日までパブリックコメントを実施していたところです。

これも予算がついている事業だけなので、例えば情報の発信というところかというと、日々の資料1枚、メール1通から変わってくる部分もあると思うので、そういったところは内部啓発とかも連携しながら進めていきたいと思っています。

ホームページにも載せていますので、もしお時間があれば見ていただければ幸いです。

○石橋部会長 皆様方もチェックをしていただければと思います。

ほかにございませんか。

○杉本委員 今の菱谷委員と同じ意見です。

私は、障がい福祉の事業所を運営しておりまして、この施策が通った場合、私どもの利用者が理解できるかを考えながら聞いておりました。

私どもは、精神の方が7割、療育の方が2割、身体の方が1割いらっしゃいますが、恐らく、精神と療育の方は自分で手を伸ばして見ない方がほとんどだと思います。区役所や地下鉄などにパンフレットや漫画調になっているものが置かれていたとしても、恐らく、自分には無関係、自分が読んでも理解できないと考えると思います。特に、精神の方に関しては、支え合うというところを、自分は支える側ではなくて支えてもらっている側だから足手まといという気持ちで、自分は無関係、支える側にはならないという考えから拾っていかない可能性があると思いました。

今後の動きとして、関連する事業者を巻き込んで共生社会の動きを取っていくということであれば、札幌市内のA型、B型などの事業所に資料を送って、小規模のグループごとのレクチャーになると思います。ただ、正直、そこは事業所外の業務で、A型、B型の業務ではないという事業所もあるかもしれないのですけれども、ぜひやってほしいと思います。そこに通っている利用者の考え自体が、悲しい思いも多く日常から拾っている現実ですから、そういう事業所を全部巻き込んで、とことん共生社会の推進をやっていただきたいなという考えです。

○石橋部会長 現場の貴重なご意見でした。

コメントはございますでしょうか。

○事務局（松原推進担当課長） いわゆる当事者に直接届くようにということと理解しました。福祉チームと連携しながら発信の仕方を考えていきたいと思います。

○石橋部会長 池田委員、何か意見はございませんか。

○池田委員 子どもたちに分かりやすくとか、とてもいい条例ができていくのだと思うのです。それで、子どもたちや障がい者の方たちに説明する場所があるのかなと思ったのです。せっかく分かりやすい条例をつくっても、それを伝えなければ何にもならないと思うので、そういう場所をつくることができるのかなという質問です。

○石橋部会長 具体的に説明することはどこまで想定されているのですか。

○事務局（松原推進担当課長） 先ほど佐藤委員の話にもありましたように、ユニバーサル推進検討委員会の中でも、教育委員会や学校現場と連携をしていくことが大事だという意見がございました。

我々も、パンフレットを置いて見ていただくという受け身もそうですし、出前講座も用意はしているのですが、それが伝えたい方々に伝わりやすいようにというところには及んでいないと思うので、条例が制定された後の話になるかもしれないのですが、そういうところは連携して時間をかけてやっていきたいなと思います。

○池田委員 今までも、パンフレットは大変いいものがあって、出前講座もやりますとおっしゃっていて、具体的にやってくださっているのですけれども、まだまだ足りない部分がたくさんありますので、これからのご活躍を大いに期待したいと思います。

○小島委員 分かりやすいということにこだわっていると思うので、言わせていただくと、障がいがある人も子どももそうですけれども、さっき杉本委員がおっしゃったように、支えられる人ばかりが理解するのではなく、支える側の一般市民がこの条例を理解しなければ、ヘルプマークと同じような形になってしまうと思うのです。

さっきおっしゃったように、この条例を制定するのはとてもいいことだと思うのです。多様性を重視して、ひとしく基本的人権を有する人たちをということを、一般市民が支える側になるわけですから、事業所も障がいのある人も子どももそうですが、まず、一般市民が分かるような条例にするべきなのではないかなと思うのですよね。ですから、情熱的に一般市民に訴えかけるような前文を書いてほしいなと思いました。

それから、この条例ができた後で、こういうことがあったら分かりやすい、この条例が通ったらこういうことができる、こういうふうになっていくのではないかと思いますよというような施策をここに書いてあるとおりにすると、整備は何とかなると思うのですけれども、支援というものが結構出てくるのですよね。多分、支援というのは人だと思うのです。財政はどうなのか分からないのですけれども、事業者の方たちの支援は本当にしてくださっているのですが、一般市民の支援がまだなかなかというところがあると思うので、この条例が一般市民の心にどのように届くかというものを考えてほしいなと思います。

分かりやすい版はその後でいいと思っています。

○石橋部会長 ほかにございませんか。

○佐藤委員 基本理念はすばらしいもので、どんどんいろいろな人に広まったほうがいいと思うのですが、逆に、魂の籠っていない中身や言っているだけなら知らないほうがいいと思うのです。

基本理念でいったら、まちなかが全てバリアフリーで住みやすいという中で、スロープの入口に何か物が置いてあったら、あれだけバリアフリーと言っていたのに全然ここまで手が回っていないではないかとなって、マイナスの悪意に変わってしまうのかなという心配もあるのですよね。基本理念はすごくすばらしいものだったのですけれども、4月1日から条例を施行した後の流れが本当に重要になってくるのかなと思うのです。みんなが住みやすい共生社会の条例ができて、市民の声が行く窓口がなかったり、多目的トイレのごみ箱に目が向いていないではないかとなってしまえば、全ての駅にトイレがありますとうたっていても実際は使えないよねとなって、そこが悪意に変わってしまうのかなと思うのです。

バリアフリーの要綱がありますよといっても、実際はバリアフリーではなかった。変な話、バリアフリーという言葉を使って人を集めて、実際は全然中身が合っていないとなると、僕も就労支援とグループホームなどいろいろなやっているのですけれども、企業はそこへの突っ込みがすごくあるのですよね。僕も就労支援のほうは全部バリアフリーにしていって、車椅子の方も作業がありますよとうたっていても、ここは全然バリアフリーではないと突っ込まれることもあるのです。ただ、そのバリアフリーの部分は段差が1センチ、2センチで、それが人によって変わってくるとなると、その反発も怖いかなと思うのですよね。

基本理念がすごくすばらしいものだからこそ、その中身も相当すばらしいものにしないと、後で反発が怖いかなと思います。企業であればクレームを聞いて終わりですけれども、札幌市が条例としてやるのであれば、つくったからもう知らんぷりではなくて、窓口を置くだとか市民の声を拾っていく体制づくりは組織として必要なかなと思います。

これはあくまで僕の講演会の仕方ですけれども、小学生、中学生、高校生、大学生の講演会のときに、実際、条例がいっぱいできていて、障害者差別解消法や障害者自立支援法など、いろいろなワードがあるのですけれども、これらは一切伝えませんという入りから入るのですよね。これらは全部グーグルで調べられるから調べてくださいと言って、実部のほうでこういうことがありました、ユニバーサル考え方だとか、どうしたらいいですかという講演会がすごく多いのです。

○石橋部会長 今のご意見は、非常にこの条例を制定するに当たっての覚悟を問うていると思います。期待もしているがゆえのご意見だというふうに拝聴しました。

正直、ここで詰められてもしんどいというのはあると思いますが、いいものをつくるのであれば、いかに魂を入れていくのかということについて、かなり期待があると思います。

僕から1点だけよろしいですか。

委員会をつくるという話がございましたよね。共生社会推進委員会とあるのですけれど

も、私は、別組織で、札幌市共生社会推進協議会の会長をやってしまして、名前がほぼかぶっているのです。ここについての調整であったり、また、浅香副部会長が入っておられる委員会の名前がユニバーサル推進検討委員会となっているのですけれども、横文字を使うのがいいのか悪いのかとか、先ほどから繰り返し委員の皆様から出ている言葉の分かりやすさや伝わるのかといったところに引っかかる話だと思うのです。この辺の文言の使い方は、場合によっては、共生社会よりもユニバーサルと言ったほうは分かりやすいかもしれませんし、この後ちゃんと議論しないといけないのですけれども、ひょっとしたら、(仮称)ユニバーサル推進条例みたいな形でやったほうが概念的には分かりやすいのかもしれない。

委員会の名前がほぼほぼかぶっているので、検討していただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局(松原推進担当課長) 今は仮称ですので調整したいと思います。

条例名は、取りあえずの名前になっていますけれども、冬のパブリックコメントのときには、検討状況によりますけれども、仮称であっても名前をつけた形でご提示させていただきたいなと思っております。

宿題にさせてください。

○石橋部会長 浅香副部会長、最後にありますか。

○浅香副部会長 大丈夫です。

○石橋部会長 一人一言ずつはご意見を言っていたと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋部会長 それでは、部会委員の皆様方からご意見をいただいたところで、宿題のご検討、意見収集も進めていただいて、また次回の部会でご報告いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石橋部会長 ありがとうございます。

それでは、先ほどの部会の名称に戻ります。

一つは、このままでやるという手もあると思いますけれども、いかがでしょうか。

○池田委員 あと1回ですものね。では、このままでもいいと思います。

○石橋部会長 今回は勘弁していただけますか。

ありがとうございます。

○佐藤委員 部会の名前がこのまま条例の名前になるのですか。

○事務局(松原推進担当課長) 部会の名前と条例の名前は別で大丈夫です。

○石橋部会長 このまま、仮称を取った形で進めるということで決を取りたいと思います。

ありがとうございました。

議題(4) その他について何かございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋部会長 それでは、本日、オブザーバーの方からご意見をいただきたいと思います。

○オブザーバー（東） 活発な意見交換を聞かせていただきました。

せっかく新しい条例ができるので、この部会は、いろいろな障がいの方たちの理解を深めて、その人たちにとって生きたものにしていきたいということにいろいろな貴重な意見が出てきたので、そこがこの部会の意味かなというふうに感じました。

○オブザーバー（渡辺） 今日の部会は大変よかったなと思います。

ただ、今日は大人の意見は出ていますけれども、できれば、中学生、高校生、大学生の子どもたちにも入っていただいて、大人の意見を聞いて、大人はこういうことを考えてくれているということを聞くことができるし、反対に、大人も子どもはこういう意見を持っているということを聞くことができれば、なお一層、いい会になるのではないかと感じました。

○オブザーバー（横尾） 本業では、就労継続支援B型事業所を市内で5事業所やらせていただいております。これから策定される条例がよりよいものになればと思っております。今後ともよろしくお願いします。

今日は、ありがとうございました。

○石橋部会長 大体、皆様方からご発言、ご意見をいただけたところで、特に何もなかったら今日の部会を閉じたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石橋部会長 ありがとうございました。

それでは、事務局にマイクをお返しいたします。よろしくお願いいたします。

3. 閉 会

○事務局（高松企画調整担当課長） 石橋部会長、会の進行をありがとうございました。

以上をもちまして、第1回（仮称）障がい分野における共生社会推進条例検討部会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

以 上